広域化による計画的な補修・更新の体制整備

平地農業地域

文殊農地・水・環境保全管理協定（福井県福井市）

○ 本組織は、福井市南部に位置する地域にあり、11集落が参加する広域組織。地域内の農業用施設は、造成後30年以上が経過し、老朽化による用水路からの漏水などにより、営農活動に支障を来たしている。

○ 施設の補修・更新は、策定した地域資源保全プランに基づき、実施内容・年度・費用を調整。また、広域化により自主施工の体制強化が図られ簡易な補修は、自主施工により実施。補修技術を持つ構成員が、他集落の支援や技術指導を行っている。

○ 広域化により重点整備が可能となり、単集落で行う場合と比べ、1路線当りの整備期間が短縮。

【地区概要】
- 取組面積　388ha（田385ha、畑3ha）
- 資源量
  開水路68.0km、パイプライン　34.9km、
  農道26.9km
- 主な構成員
  農業者、自治会、土地改良区
- 交付金　約28百万円（H29）

（農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化））

活動開始前の状況や課題

○ 地区内の水路は、造成後30年以上が経過し、老朽化が進行。

○ 用水路は破損部からの漏水や不同沈下、排水路はアーム柵渠の破損による法面崩壊や背面土の吸い出しが発生し、維持管理負担の増加が、営農活動を阻害。

既設水路の劣化状況

取組内容

【地域資源保全プランの策定】
- 計画的な補修・更新のため、平成24年度に策定。
- 施設毎の機能診断結果に基づく補修内容、実施年度、概算事業費を明確化。
  また、資金計画や関係土地改良区との連携などの実施体制も取りまとめ。

【自主施工の実施】
- 水路の目地詰めなど簡易な補修は、自主施工により実施し、コスト削減。
- 補修技術を持つ構成員が他集落の支援や技術指導のため講習会を実施。

自主施工による目地補修

二次製品水路敷設

取組の効果

【補修計画の円滑化】
- 地域資源保全プランの策定により、集落境界箇所の路線の連続整備、補修・更新箇所の選択と集中などの集落間の調整が円滑化。

【施工期間の短縮】
- 広域化により重点整備が可能となり、1路線当りの整備期間が短縮。

  1路線あたりの施工期間：2カ年
  単集落で行う場合　　：3ヵ年（試算）

【自主施工の実施状況】
- 補修技術を持つ構成員の支援により、補修技術が向上し、地域全体で自主施工の実施が可能な体制整備を促進。

・講習会参加人数（H26年度）
146名（7集落/11集落）

広域活動組織の設立とともに活動を再開

中間農業地域

岩崎環境保全会（現・津幡東部広域協定）（石川県津幡町）

○ 当地区は、津幡町の東部に位置し、稲作を主体に集落営農を行う小規模な地域で、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策（以下、「農地・水」という。）に取り組んだものの、事務の負担感から5年間の取組を持って活動を休止。

○ 多面的機能支払交付金（以下、「多面支払」という。）の制度開始に伴い、事務負担が軽減できると考え、津幡東部広域協定に参加して平成26年度から活動を再開。

○ 広域活動組織を設立したことによって、他集落との情報交換の場が生まれ、地域資源の保全管理に係る作業効率が向上。

○ 以前は無かったイノシシ被害が集落内で顕在化したため、多面支払を活用して新たに対策を行うことで、被害が軽減。

【地区概要】※広域活動設立以前の概要

・取組面積　9.5ha（田9.5ha）

・資源量　開水路2.0km、農道1.2km、ため池4箇所

・主な構成員
農業者、非農業者、自治会、営農組合

・交付金　約5百万円（H29）

（農地維持支払
資源向上支払（共同））

活動を休止した経緯

○ 当地区は、津幡町の東部に位置する中間農業地域で、稲作を主体に集落営農を行う人口100人ほどの小規模な集落。

○ 農地・水に5年間取り組んだものの、自治会や営農組合等の役員を少人数で兼務せざるを得ない状況にあったことから、事務に関する負担感が増し活動を休止。

農地・水から取り組み始めた植栽活動

活動を再開した理由

○ 農地・水から取り組み始めた植栽活動が定着し、活動休止以降も自治会費で継続する等、一定の効果はあったものの、休止期間中は地域資源の保全管理に係る意識は徐々に低下。

○ 多面支払の開始に伴い、農地・水の時代よりも書類が簡素化されたことに加え、周辺集落とともに広域活動組織を設立することによって更に事務負担が軽減できると考え、津幡東部広域協定として活動を再開。

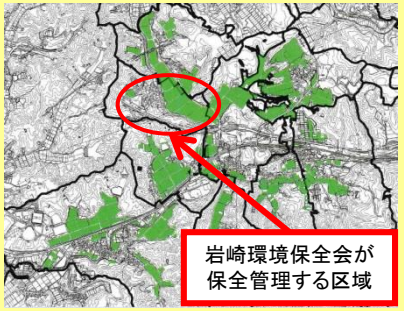

津幡東部広域協定の全域図
（広域協定の構成：再開3組織、継続1組織、新規5組織）

取組内容及び効果

○ 地域資源の維持管理に必要な作業を集落全体で認識できたことに加え、広域活動組織を設立したことによって、地域資源の保全管理に関する他集落との情報交換の場が増加。
（広域活動組織参加集落と年2回の情報交換）

○ 他集落から得た情報を元に、新しい草刈機を導入したところ、草刈に要していた作業時間が短縮。
（集落内の草刈に要する日数：3日間→1日間）

○ 多面支払開始と同時期に、以前は無かったイノシシ被害が集落内で顕在化したため、多面支払を活用して新たに被害対策を措置。
（イノシシによる被害：3筆→0筆）

導入した新しい草刈機

イノシシ被害防止柵の設置

日本型直接支払3支払を事務支援する運営委員会の設置

糸魚川市日本型直接支払運営委員会【糸魚川市広域協定】（新潟県糸魚川市）

○　新潟県の最西端に位置する糸魚川市では、地域の農業と農村環境を維持・向上するため、平成12年度から制度が始まった「中山間地域等直接支払制度」に取り組み、２期対策（H17～）から少しずつ協定の統合（広域化）を進め、４期対策（H27～）では市内の39協定を15協定に統合。

○　「農地・水・環境保全向上対策」には、制度が始まった平成19年度から22の活動組織が取り組み、平成26年度の「多面的機能支払交付金」の創設を契機に、市内の33集落が広域化した『糸魚川市広域協定』を設置。（H29には、市内の全34集落が参加）

○　平成27年度から、市の呼びかけで日本型直接支払３支払（多面支払、中山間直払、環境直払）のために『糸魚川市日本型直接支払運営委員会』を新たに設置し、各支払の事務支援を一本化。

【地区概要】
- 取組面積　1,540.88ha
  （田1,539.13ha、畑1.75ha ）
- 資源量　水路513.3km、農道344.2km
  ため池85箇所
- 主な構成員　101集落の農業者、非農業者、担い手組織等
- 交付金　約101百万円（H29）
  （農地維持支払
  資源向上支払（共同、長寿命化））

活動開始前の状況や課題

○　糸魚川市では、地域の農業と農村環境の維持・向上を図るため、制度発足とともに、積極的に「中山間直払」、「多面支払」、「環境直払」への取組を推進

○　取組集落の増加に伴い、地元と市、双方の事務負担も増大したことから、制度移行の節目に、各協定や活動組織の統合（広域化）を実施

○　平成27年度からは、更なる事務作業の効率化等を図るため、日本型直接支払3支払を事務支援する糸魚川市日本型直接支払運営委員会を新たに設置

日本初の世界ジオパークに認定された糸魚川市の全景

取組内容

【支援・指導】

○　窓口での個別相談対応（1日に平均1～2名程度、多いときは何人も）
○　7～9月にかけて現地調査及び指導、研修会等を実施
○　市への全体の事業計画や実績報告等の提出を支援

【運営委員会】

○　多面支払から4名、中山間直払から4名、環境直払から2名の計10名の役員を選出。各支払の情報集約
○　多面支払1名、中山間直払1名の専属職員が事務を担当。事務局長は両支払を監督

【運営費（H29から）】

○　中山間直払は、15協定の共同活動費から協定規模に応じた算出額で事務を委託

○　多面支払は、広域協定運営委員会から毎月必要な経費を日本型直払運営委員会に支出

○　環境直払は、個々の農家が取り組んでおり一件当たり5千円平均の事務費で市に提出する書類作成を支援

取組の効果

○　市は、中山間直払と多面支払の広域化、日本型直払の運営委員会が新たに設置されたことにより、事務作業が大幅に軽減

○　3支払の活動計画や取組を一元的に相談対応、確認しているため、地元への制度の違いや交付金の使途等について、きめ細やかに指導ができ、交付金の効率的で適正な執行が図られつつある

○　今後、各地域において3支払の広域的な連携活動を検討する際には、相談窓口が一本化したため、円滑な実施が期待できる

日本型直払運営委員会

日本型直払事務局

広域活動組織（1市1組織）の事務局機能を一般社団法人へ委託

（一社）農村振興センターみつけ【見附市広域協定】（新潟県見附市（みつけし））

○　見附市は、南北に長い新潟県の重心地に位置し、市内には信濃川水系の刈谷田川が流れ、四季折々の豊かな自然と県内でも有数の田園地帯を形成。

○　地域農業と農村環境を維持・向上させるため、平成19年度から３集落が「農地・水・環境保全向上対策」の取組を開始。平成24年度からの「農地・水保全管理支払交付金」には30集落が広域協定を締結し『見附市広域協定』を設置。平成26年度からの「多面的機能支払交付金」は市内の全66集落が参加して活動に取り組み、事務作業は「見附市広域協定運営委員会」が実施。

○　平成29年度からは、「見附市広域協定」のさらなる継続・発展のため、広域協定の役員を中心に『一般社団法人　農村振興センターみつけ』を設立。広域協定の事務局機能を委託することで、事務の効率化と、更なる地域活性化の取組を推進。

【地区概要】
・取組面積　2,506.17ha
（田2,367.88ha、畑138.29ha ）
・資源量　水路752.4km、農道285.0km
ため池57箇所
・主な構成員　見附市全集落、
土地改良区等
・交付金　　約141百万円（H29）

（農地維持支払
資源向上支払（共同、長寿命化））

活動開始前の状況や課題

○　平成19年度からの農地・水・環境保全向上対策の取組時は、見附市全体でわずか3集落の取組が、平成24年度からの農地・水保全管理支払交付金では30集落と大幅に増加

○　平成24年度には、組織と行政の負担を軽減し、双方がそれぞれの役割に専念できるよう1市1組織である「見附市広域協定」を市主導により設立

○　平成29年度からは、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の2支払の事務局を、新たに設立した『（一社）農村振興センターみつけ』に一本化（環境保全型農業直接支払交付金は各種相談対応のみ実施）

本取組の対象地域

取組内容

○　日本型直接支払3支払は、事業としてミシン目があるため、基本的に各支払ごとに個別に取り組んでいる

○『（一社）農村振興センターみつけ』は、多面支払の広域協定と中山間直払の各協定とそれぞれ委託契約を締結し、事務局機能を担う

○　事業計画書と活動計画書は、各組織（集落）の役員が作成し、事務局に提出（必要に応じて事務局が作成支援）し取りまとめる

○　多面支払と中山間直払を実施している集落では、両支払の役員はほぼ共通しており、活動間の連携が図られている（広域組織化しても活動は基本的に集落単位で実施）

○　最も事務量の多い多面支払は、構成集落を3つに区分（①全面的に任せられる集落、②制度の違い等に不慣れな集落、③事務作業のなり手がいない集落）し、集落の実情に見合った指導や支援を実施

取組の効果

○　事務局機能を委託された『（一社）農村振興センターみつけ』が多面支払と中山間直払の事務全般に対応するため、市は大幅に事務作業が軽減。営農支援等に業務を集中でき、6次産業化等の推進に注力

○　多面支払では事務局が調整して、活動費が不足している集落へ構成集落から流用できる制度を導入し、有効に交付金を運用

○　年3回、集落の代表者や構成員が研修等で集まる機会があり、その際、意見交換会も開催。参加者同士が活発に情報交換を行い、図らずも集落間連携が深まり、大型刈払い機の共同利用等が行われるようになった

○　事務局には、毎日のように集落の代表者等が相談や活動の報告等に来て、重要な情報は市とも共有するなど、集落と行政の架け橋の役割も担っている

トキの餌場となる水田生物多様性の取組

中間農業地域

しょうみょうじ　さどし
正明寺地域資源保全会（新潟県佐渡市）

○ 本地域は、小佐渡東部から国仲平野にかけて広がる水田地帯で、トキの野生復帰ステーションが設置され、トキの放鳥を実施。トキを目当てにした島外からの観光客が増加。

○ 本制度により、生物調査等の環境保全活動やそば祭り等の地域住民との交流活動、トビシマカンゾウの植栽による景観形成を実施。また、担い手の農地周りの施設を集落ぐるみで保全管理。

○ 多様な水田生物の生息環境が維持され、トキの生息環境が向上。トキをシンボルにした認証米の栽培等を支援。また、交流活動等を通じたコミュニティ機能の向上や共同活動による担い手である農業生産法人の負担が軽減。

【地区概要】
- 取組面積　63ha　（田63ha）
- 資源量　開水路10.0km、農道11.0km
- 主な構成員
  自治会、婦人会、青年会、
  集落長、OB会
- 交付金　　約3百万円（H29）

（農地維持支払
資源向上支払（共同））

活動開始前の状況や課題

○ 本地域は、小佐渡東部から国仲平野にかけて広がる水田地帯であり、トキの野生復帰ステーションが設置されている。

○ トキ放鳥以前から、トキの餌生物の確保のため、減農薬米栽培にも取り組む。

○ 平成20年度のトキ放鳥や平成23年度の世界農業遺産認定を契機に、島外からの観光客が増加。

○ 平成19年度からは、農地・水・環境保全向上対策に取り組み、農村環境を向上。

正明寺の上空を舞うトキ

取組内容

○ 生物調査、除草剤を使わずに草刈りする等の施設の維持管理を実施。

スロープ水路を活用するサドガエル（固有種）

農業者がトキと生き物を守る農法を説明

地域内の交流を深めるそば祭りの様子

○ そば祭りや講演会等の地域住民との交流活動や市の花であるトビシマカンゾウの植栽による景観形成を実施。

○担い手の農地周りの施設を集落ぐるみで保全管理。

取組の効果

○ トキの餌となる多様な水田生物の生息環境が維持。トキが餌場として利用する頻度が増加。

（・生きもの調査の結果：H19年度17種→H27年度20種）

採餌地点分布（環境省提供）（赤が濃いほど出現頻度が高い）

○ 佐渡市の「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の認証米の栽培を支援。

○ 活動を通じて生物の知識を習得した農業者が、修学旅行の受入れや観光客向けにガイドを行い、農村環境をPR。

（・修学旅行の受入れ　：H23～27年度でのべ250人
・観光客向けガイド　：H26～27年度でのべ680人）

○ 交流活動等により、地域資源の保全管理に関する理解が非農家を含めて醸成し、コミュニティ機能が向上。

○ 共同活動により、施設の機能が維持され、地区内の農地の約8割を引き受けている農業生産法人の負担を軽減。